8 事故防止分析室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　委員会の所掌事務に関する資料及び情報の収集及び分析に関すること。

二　事故等調査の結果に基づく航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置についての国土交通大臣又は原因関係者に対する勧告に関すること。

三　航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策についての国土交通大臣又は関係行政機関の長に対する意見に関すること。

9 事故防止分析室に、室長を置く。

10 （略）

（事故調査調整官）

第三条　委員会の事務局に、事故調査調整官九人を置く。

（削る）

2 （略）

（新設）

8 （略）

（事故防止分析官及び事故調査調整官）

第三条　委員会の事務局に、事故防止分析官一人及び事故調査調整官九人を置く。

2 事故防止分析官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げるものを助ける。

一　委員会の所掌事務に関する資料及び情報の収集及び分析に関すること。

二　事故等調査の結果に基づく航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置についての国土交通大臣又は原因関係者に対する勧告に関すること。

三　航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策についての国土交通大臣又は関係行政機関の長に対する意見に関すること。

3 （略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十九号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項の規定に基づき、並びに同法並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）及び海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局	第一章　内部部局
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）